

## 今後の検討に当たっての論点について（案）

## 1 研究の目的

## (1) 総論

研究会での研究目的を次の二点とする。

市場支配力が働かないサービスの料金・契約約款作成・公表を不要とする政策措置に関して、その市場の競争状態の実践的評価手法を研究する。

競争評価手法そのものの可能性と限界を研究することにより、競争評価を活用する政策措置（例えば、一層の規制緩和あるいは競争促進措置）の議論に資する。

## (2) 第一：実践的評価手法の検討

電気通信サービスに関し競争が進展している市場領域とそうでない市場領域を区別し、競争が進展している市場領域では相対的により一段の規制緩和を図るためには、競争の進展度合い等を判断するための実践的な評価手法が欠かせない。

したがって、本研究会では、他分野や諸外国の評価手法の適用例等を研究・分析するなどしながら、政策措置との関係の中で競争状態を的確に評価する手法を検討する。具体的には、情報通信審議会最終答申は市場支配力を有するサービスに対しては料金・契約約款の作成・公表義務を課す旨の政策措置を提言していることから、競争評価の結果と政策措置の判断の対応関係を透明化する手法を研究する。

8/7の情報通信審議会の最終答申は、利用者向けサービス(料金等の提供条件)に係る規制の在り方に関し、利用者への情報提供義務や不当な差別的取扱い等への事後措置等が講じられることを前提に、料金・契約約款の作成・公表義務を不要とする規制緩和措置を講じる一方で、市場支配力を有するサービスについては、料金・契約約款の作成・公表義務を課すことを検討するよう提言している。

### (3) 第二：競争評価手法そのものの評価

競争評価という手法の可能性と限界をIP化の進展等を背景に研究する。

したがって、本研究会では、諸規律の透明性、柔軟性、予見性等を高める一手段として競争評価自体を研究対象とし、産業全体の健全な発展と消費者利益の拡大を図る視点から、ブロードバンドサービスのように異なるプラットフォーム間の競争をどう捉えるのか、複合化・統合化していく可能性の高いサービスのどの断面、部分に着目して市場を切り分けるのかといった諸点について検討する。

## 2 論点(案)

論点案については、前回会合以降、構成員及びオブザーバから多数いただいているので、資料2として配布する。

多岐に渡る論点事項のうち第一の目的に関連が深い別紙の事項から当面の主要論点として取り上げ、今後の議論の進展を見ながら、適宜、見直していくこととしたい。

**(1) 市場の概念について**

市場の画定に当たっては、どのような要因をどのように考慮すべきか。例えば、以下のような項目についてはどう考えるか。

- (a) 利用者サイドから見た需要代替性、事業者サイドから見た供給代替性によるサービスの同一性
- (b) ユーザの属性による市場の区分
- (c) 地理的市場の区分
- (d) 市場のくくり方の大きさ
- (e) 独禁法の適用との関係

**(2) 競争評価手法について**

競争の評価に当たり、どのような要因をどのように考慮すべきか。例えば、以下のような項目についてはどう考えるか。

- (a) 市場の成熟度
- (b) 代替サービスとの関係
- (c) 他市場で有する市場支配力の影響(レバレッジ、垂直統合、内部相互補助等)
- (d) 設備保有に対する規制(接続規制等)のサービス市場への影響

定量的な評価モデルは構築可能か。

シェア等どのようなデータをどのように評価していくのか。

## 独禁法の市場画定と競争評価

独禁法の合併審査等において行われる市場の競争環境へ与える影響評価の目的・考え方を、今回の競争評価にどう生かせるか。

### (3) その他留意すべき事項

評価手法の要件のプライオリティはどうか。例えば、以下のようなものはどうか。

- (a) 手法の透明性
- (b) 評価プロセスの透明性
- (c) 手法の柔軟性
- (d) 評価の技術中立性

#### 情報収集の現実性

競争評価に当たっては、事業者から評価に必要なデータ提供が不可欠なものとなるが、どのようなデータが必要か。また、その際、企業機密情報の取扱いなど、手法の確立に当たり留意すべき事項は何か。

#### 海外事例

英国等海外の競争評価事例等の背景、目的、沿革等を踏まえつつ我が国の事例との対比においてその類似点、相違点を論じることは有意義であり、そうした事例を踏まえた競争評価のあり方を検討していくことが重要である。この点に関連し、海外事例等に知見ある事業者等からの情報提供を期待したい。